

四日市市告示第 315 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年 5月12日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
1	泊小柳1号線	泊小柳町2200-4 泊小柳町94-3	8.3~11.0	373.6	NO.1
整理 番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
2	泊小柳5号線	泊小柳町2226-3 泊小柳町2184-3	9.9~11.0	141.1	NO.2